

第 6 号議案

亀岡市循環型社会推進条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市循環型社会推進条例（平成 13 年亀岡市条例第 13 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成 13 年亀岡市条例第 13 号）の
一部を次のように改正する。

別表中

「

指定ごみ袋
大型（40リットル）1枚につき40円
中型（30リットル）1枚につき30円
小型（20リットル）1枚につき20円
最小型（10リットル）1枚につき10円
指定ごみ袋
中型（30リットル）1枚につき30円
小型（15リットル）1枚につき15円

」を

「

指定ごみ袋 大型（４０リットル）１枚につき８０円 中型（３０リットル）１枚につき６０円 小型（２０リットル）１枚につき４０円 最小型（１０リットル）１枚につき２０円
指定ごみ袋 中型（３０リットル）１枚につき６０円 小型（１５リットル）１枚につき３０円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の亀岡市循環型社会推進条例の規定による手数料を納付し、既に交付を受けている指定ごみ袋については、施行の日以後も、家庭系一般廃棄物の排出に使用することができる。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 指定ごみ袋の交付を受けるときの手数料を次のとおり改正すること。

		現行	改正後
可燃物	大型（４０リットル） １枚につき	４０円	８０円
	中型（３０リットル） １枚につき	３０円	６０円
	小型（２０リットル） １枚につき	２０円	４０円
	最小型（１０リットル） １枚につき	１０円	２０円
不燃物	中型（３０リットル） １枚につき	３０円	６０円
	小型（１５リットル） １枚につき	１５円	３０円

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和１０年４月１日から施行すること。